

**いきがい活動センター機能転用
に係る事業提案募集要項**

**平成24年6月
宮代町総務政策課**

第1章 はじめに

1 事業提案募集の趣旨

これまで町では、人口増加と様々なニーズに合わせて公共施設を整備してきました。しかし、今日、少子化や高齢化など人口構造は大きく変わり、財政状況は年々厳しさを増しています。公共施設の老朽化も進んでおり、人口、財源ともに減少が見込まれるなかで現在と同じ規模の公共施設を将来にわたって維持し続けることが難しくなっています。

そこで、町ではこうした将来負担と社会環境に備えるため、公共施設全体の再編に取り組んでおり、今年度は平成25年度からの実施を目指し、「いきがい活動センター」について、民間企業などのノウハウを最大限いかして現状で貸与を希望する事業者から事業提案を募集することとしました。

2 宮代町いきがい活動センター機能転用についての基本的な考え方

敷地及び建物について、地域の活性化が図られるような活用を行う事業者から事業提案をいただき、その提案に基づいて総務政策課で審査し、条件が整った事業者の中から選定委員会で選考を行い、候補者を決定します。

(1) 機能転用事業提案の募集

現状の建物のまま貸与を希望する者から、事業提案を募集します。

なお、同一敷地内に併設されているアーチェリー練習場については、原則町が従来どおり管理・使用する予定ですが、アーチェリー場も含めて賃借を希望する場合は提案に含めていただいて結構です。

(2) 活用方法について

基本的に制限は設けませんが、市街化調整区域内の建物であることを理解し、都市計画法をはじめ、関係法令に適合した活用方法とします。また、活用開始時期は平成25年4月からを予定しています。

第2章 事業提案の内容に関する事項

1 物件の概要

(1) 敷地・建物

名称	宮代町いきがい活動センター
所在及び地番	宮代町字山崎3
敷地面積	9,057.00㎡
延床面積	1,568.37㎡
フロア面積	アリーナ(1,085㎡)、軽体育室(65.83㎡)、更衣室(36㎡)、事務室(34.45㎡)
設置年月日	平成2年11月1日
構造・階数	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 平屋建
用途地域	市街化調整区域(町有地)
前面道路	5.1m~7.1m

(2) 交通（最寄駅）

東武伊勢崎線「東武動物公園駅」西口下車 徒歩30分

2 事業提案の条件

(1) 応募資格

応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、次の全ての項目に該当することを条件とします。

- ① 法人等又はその代表者が地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ② 法人等又はその代表者が宮代町工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止期間中の者でないこと。
- ③ 法人等又はその代表者が会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- ④ 法人等又はその代表者が国、県及び町の税について滞納がないこと。（法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、法人町民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税等）
- ⑤ 法人等又はその代表者若しくはその従業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- ⑥ その他町長が必要と認める事項に合致すること。

(2) 活用用途

都市計画法や建築基準法をはじめ、関係法令に適合していることを前提条件とします。また、公共施設であることをご理解いただき、周辺地域の環境に配慮し、地域の活性化につながる事業とします。なお、用途変更や改修を行う場合の手続き及び費用負担はすべて事業者側の負担とします。

3 貸与価格

町と提案者による協議のうえ決定するものとします。

第3章 事業提案の募集に関する事項

1 スケジュール

(1) 平成24年7月2日(月)	事業提案募集の公表(広報、HPなど)
↓	
(2) 平成24年7月2日(月)	事前質問受付開始
↓	
(3) 平成24年7月24日(火) 平成24年7月31日(火)	現地説明1回目(10時現地集合※事前申込) 現地説明2回目(10時現地集合※事前申込)
↓	
(4) 平成24年8月3日(金)	提案書等の受付開始
↓	
(5) 平成24年9月3日(月)	提案書等の提出期限
↓	
(6) 平成24年9月下旬~10月	選定委員会
↓	
(7) 平成24年11月~12月	町との協議の後、機能転用候補者の決定
↓	
(8) 平成25年1月	関係法令等に伴う事務手続を経て、契約締結

2 応募の手続き等

(1) 事前相談及び質問の受付

この事業提案に係る相談及び質問については、次のとおり取り扱います。

① 受付期間

平成24年7月2日(月)~平成24年8月3日(金) 正午

② 相談及び質問方法

宮代町総務政策課改革推進室長グループあてに連絡した後、業務時間内に直接役場窓口でご相談いただくか、「質問書」に記載の上、宮代町総務政策課改革推進室長グループへ電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名は「いきがい活動センター機能転用質問(企業名又は氏名)」とし、ファイルを添付して送付してください。

③ 相談内容及び質問に対する回答

受け付けた相談内容及び質問に対する回答は、全体にかかわる項目に限り、随時町ホームページで公表します。

(2) 現地説明

応募予定者の現地説明日程は、以下のとおりとします。

① 説明日

平成24年7月24日(火)、31日(火)

② 説明時間

10時現地集合~11時解散予定(両日とも)

③ 申込方法

希望日、代表者氏名、連絡先、出席人数を、宮代町総務政策課改革推進室長グループへ電子メールで7月23日(月)までにお申し込みください。

(3) 応募書類の提出

提案は、1 応募者につき1 提案とします。複数案の提出は受け付けません。

① 提出書類

- ア いきがい活動センター機能転用に係る事業提案応募申込書（様式1）
 - 複数の事業者で共同して応募する（以下「グループ」という。）場合は、グループ構成者についても記入してください。
- イ いきがい活動センター機能転用に係る事業提案書（様式2）
- ウ 賃貸料見積書（様式3）
- エ 法人等の登記簿謄本、定款、寄附行為、規約（就業規定、給与規定等）その他これらに類するもの。
- オ 当該年度の収支予算書及び前年度収支決算書、財産目録、貸借対照表の経営状況がわかるもの。
- カ 法人等の設立趣旨、組織、事業内容等法人の概要がわかるもの。

② 提出部数：上記①提出書類中、ア～ウは10部、エ～カは2部

③ 提出期間：平成24年8月3日（金）～平成24年9月3日（月）17時必着

④ 提出場所：宮代町総務政策課改革推進室長グループ

⑤ 提出方法：持参または郵送（書留）により提出してください。なお、持参する場合は、役場の開庁時間内にお持ちください。

⑥ その他：提出された提出書類は、本町が特に必要と認めた場合を除き、訂正、差替、追加等は認めません。また、本町が提供する資料は、応募に係る検討の目的以外での使用を禁じます。

(4) 応募にあたっての留意事項

① 著作権の帰属等

提出された提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本町が提案の公表等に必要の場合は、無償で使用できるものとします。なお、提出された提案書は返却しません。

② 費用の負担

本事業提案に関する提出書類の作成等に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

③ 募集要項、関係情報及び様式類

募集要項、関係情報及び様式類は、宮代町ホームページ（<http://www.town.miyashiro.saitama.jp/>）に掲載しています。

(5) 選定方法

宮代町いきがい活動センター機能転用候補者選定委員会において、書類及び面接審査を行い、その審査結果を踏まえて、町長が候補者を選定します。選定の詳細な日程については後日別途定めます。なお、契約については、その後、関係法令等に基づく諸手続きや関係機関との調整を経た上で行うこととなります。

(6) 選定ポイント

- ① 施設利用計画
- ② 地域活性化への取り組み
- ③ 施設維持管理体制
- ④ 賃貸料

宮代町いきがい活動センター機能転用候補者選定委員会において、上記4項目を

評価し、総合的に判断します。

(7) 担当部局

宮代町総務政策課改革推進室長グループ

第4章 貸与に関する事項

貸与の条件等は、以下のとおりです。提案書等の提出にあたっては、十分検討してください。なお、以下の記載事項は現段階での予定であるため、貸与時に変更することがあります。

1 貸与時の条件等

(1) 契約期間

貸与期間は平成25年4月1日から3年以上5年以下を原則とします。ただし、それ以外の期間を希望する場合は町との協議によります。

(2) 敷地及び建物

敷地及び建物・工作物・立木・その他備品（建物に固定されているもののみ）を現状のまま一括して貸与します。ただし、利用範囲については町と協議の上変更することが可能です。

(3) 事業者の費用負担

① 契約に要する費用及び貸与中の敷地、建物、備品の維持管理（光熱水費、植栽管理、修繕、清掃等）に要する費用は事業者の負担とします。

② 建物等の内外装改修、設備の改修、維持修繕等にかかる一切の費用は、事業者の負担とします。ただし、原因者が特定できない大規模修繕が発生した場合は町と協議することとします。

③ 施設の改修を行う場合は事前に町の同意を得ることとし、契約期間満了時に施設の原状復旧を行って下さい。ただし、町が不要と認める場合はその限りではありません。

(4) 転貸及び用途変更の禁止

契約期間中の転貸及び用途変更はできません。ただし、指定用途に反しない範囲において、事前に本町の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

(5) 実地調査

貸与期間中、事業者の義務履行の状況等を確認するために、物件の使用状況を調査し、又は事業者に対し事業報告を求めることがあります。

(6) 契約時期

選定後に契約内容の詳細について町と協議を行います。細部にわたり協議が成立した後に契約を行います。契約時期については、宮代町12月定例議会において、いきがい活動センター条例の廃止等について議会の議決を得たうえで契約手続きを行うこととなるのでご了承ください。

(7) 契約の解除及び違約金

事業者が契約に定める義務を履行しないときは、本町は催告しないで、この契約を解除することがあります。これにより契約を解除された場合には、違約金として1年分の賃貸料に相当する金額を本町に支払わなければなりません。

(8) 瑕疵担保責任

本町との賃貸契約締結後、物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、契約額の減免又は損害賠償の請求若しくはこの契約を解除することはできません。

(9) 避難場所の指定

当該施設は、現在災害時の収容避難場所に指定されています。転用後の用途によっては、今後も引き続き避難場所として指定させていただく場合があります。

(10) 法令等の遵守

施設等の整備及び運営にあたっては、関連する法令、条例等を遵守してください。

第5章 その他

参考1 いきがい活動センター位置図

参考2 いきがい活動センター備品台帳

参考3 過去3か年いきがい活動センター決算状況

参考4 過去8か年いきがい活動センター修繕履歴

※既存修繕箇所は、町が平成24年7月1日現在把握している箇所です

平成 年 月 日

宮代町長 様

いきがい活動センター機能転用に係る事業提案 質問表

代表者名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

*質問事項1件ごとに記入してください。

質問事項	
質問内容	

【宮代町総務政策課改革推進室長グループ】

E-mail kaikaku@town.miyashiro.saitama.jp

Fax 0480-34-7820

いきがい活動センター機能転用に係る事業提案
応募申込書

平成 年 月 日

宮代町長 様

本事業の募集要項の内容に基づき、下記書類を添えて応募書類を提出します。

◆提案者（代表する法人等）

法人等の名称	
所在地	
代表者名	
連絡担当者名	
連絡先	

◆グループ構成者

法人等の名称		
所在地		
代表者名		

記

提出書類

- (1) 提案書（様式2）
- (2) 賃貸料見積書（様式3）
- (3) 定款、寄付行為、規約、会則又はこれらに類するもの
- (4) 経営状況を確認することができる書類
- (5) 応募資格を有していることを証する書類

いきがい活動センター機能転用に係る事業提案書

平成 年 月 日

宮代町長 様

1 施設利用計画（施設の有効活用方法）

※利用用途や目的、利用日時、利用者数等の予定について、具体的に記入して下さい。

--

2 地域の活性化に向けた取り組み

※1の活用によって、どのように地域の活性化につながるか具体的に記入して下さい。

--

3 施設維持管理体制

※施設の維持管理方針及び維持管理体制について具体的に記入して下さい。

--

4 賃貸予定期間

※記入例（平成25年4月1日～平成31年3月31日（5年間））

年	月	日	～	年	月	日	（	年間）
---	---	---	---	---	---	---	---	-----

賃貸料見積書

平成 年 月 日

宮代町長 様

賃貸料見積額及び積算根拠については下記のとおりです。

記

月額賃貸料 _____ 円

支払総月数 _____ ヶ月

合計賃貸料 _____ 円